

優遇措置をフル活用して、効率的に投資を行いましょう！

「経営力向上計画」の申請によって得られる数々の優遇措置により、設備投資等の実質負担額を大きく軽減することが可能に。御社の「稼ぐ力」をより一層強化できる、弊社の製品をぜひご検討ください。

生産性向上のための固定資産税の特例	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
3Dデータから試作の他、デザインレビューや簡易型など素早く形に。 3Dプリンター	多彩な給排紙オプションに対応し生産性と画質安定性を追求。 ImageRUNNER ADVANCE	画質と生産性を革新する新世代大判プリンター。 imagePROGRAF
		
		追い求めたのは「確かな生産性」。プリントビジネスをスマートに支援します。 imagePRESS
		

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例				
CAD、ポスターなど、多彩な用途に応える大判プリンター。 imagePROGRAF	小型・軽量で明るくメリハリのある映像投写を実現。 POWER PROJECTOR	徹底した低消費電力とハイクラスな高速性能の両立を実現。 Satera	社員証、会員カードなどのプラスチックカードに加え、名刺も作成できるカードプリンター。 COLOR CARD PRINTER	
				
		コンパクトなボディに、多彩な機能を集約。 Satera		
				

商業・サービス業活性化税制				
キヤノン独自の光学技術を駆使して、豊かな色表現と高い映像クオリティを実現。 POWER PROJECTOR	POSとの連携も可能、モバイル決済シーンで幅広く活用するモデル。 PREa	プラスチックの会員カードや身分証に加え、名刺も作成できるカードプリンター。 COLOR CARD PRINTER	商品ラベルや食品表示ラベルなど、多彩な用途に応えるカラーラベルプリンター。 COLOR LABEL PRINTER	
				
	アウトドア業務の過酷な環境で数多くの実績を誇る、ベストセラープリンター一体型モデル。 PREa			
				

※各税制の詳細は、担当省庁のホームページをご覧ください。
 中小企業診断士・税理士・会計士に各々ご相談下さい。
 ※製品ご購入前に必ず、導入製品が税制対象となるかを取引のある税理士・会計士にご相談下さい。

●Canon、Canonロゴはキヤノン株式会社の登録商標です。●本紙に記載されている会社名、商品名は、一般に各社の登録商標または商標です。●記載の内容は2017年5月現在のものです。●弊社の都合により予告なく変更させていただく場合がありますのでご了承ください。

BUSINESS TREND NEWS

キヤノンマーケティングジャパンがお役に立てること

税制編

2017年度

知っていれば得をする！ 税制優遇・金融支援が受けられる 「経営力向上計画」※1

経営力の向上を目指す中小規模事業者を支援する制度「経営力向上計画」

「経営力向上計画」が認定されないと
固定資産税が3年間半額になる措置をはじめ
 せっきくのメリットが受けられないことも…

書類2枚を提出するだけ。
 申請のポイントを確認しましょう。

※1「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。各種税制優遇に関しては、中面をご確認下さい。

実質2枚の簡単な書類の提出で さまざまな優遇措置が利用できる「経営力向上計画」！

経営力向上計画とは、人材育成や財務管理、設備投資など自社の現状を分析し、経営力を向上させようとする中小規模事業者を応援する計画で、認定されると税制や金融の支援等、さまざまな優遇措置を受けられる可能性があります。特に、3年間にわたって固定資産税を1/2に軽減できる措置は今回の目玉。このチャンスをみすみす逃す手はありません！

対象

中小企業者

優遇措置

税制

生産性向上のための固定資産税の特例
中小企業経営強化税制

金融支援

商工中金による低利融資
日本政策金融公庫による低利融資
信用保証協会の別枠保証や保証枠の拡大
中小企業基盤整備機構による債務保証
食品流通構造改善促進機構による債務保証

ポイント

- 計画策定は認定機関の支援が受けられます。最寄りの商工会議所、商工会、お付き合いのある税理士、中小企業診断士、地域の金融機関などにご相談ください。
- 計画認定までに30日程度かかるため、余裕を持った申請をおすすめします。

提出先

事業分野別に異なります。お問合せ先は
中小企業庁企画課相談窓口 03-3501-1957

作成する書類

- 経営力向上計画書に係る認定申請書(1枚)
- 経営力向上計画(2枚)

事業分野と事業分野別指針

14の事業分野については「事業分野別指針」が定められ、中小企業庁特設ページで公開されている。それに該当するときには、「～(業)」に係る経営力向上に関する指針」と記載。該当しないときは空欄のままに。

事業分野別指針の該当箇所

事業分野別指針の経営力向上の内容から、自社で取り組むものを選択する。

実施事項

『4 現状認識』などに記載した内容をふまえ、中小企業庁特設ページなどで公開されている記載例を参考に書く。

経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

14の事業分野についてはあらかじめ定められた指標を、それ以外は「労働生産性」を指標とする。

経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

『実施事項』に紐づけた資金用途、調達方法、額を記述。なお、減税を受ける固定資産については必ず記載する。

経営力向上設備等の種類

減税を受ける固定資産などに関して記載。「設備等の名称／型式」欄は、工業会等から発行される証明書の内容と合致させる。

事業別の記入サンプルは下記URLを参照ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#kisairei>

生産性向上のための固定資産税の特例

平成31年3月末まで

対象

経営力向上計画を策定した中小企業者

メリット

3年間にわたり固定資産税を1/2に軽減
(赤字中小企業にも効果)

対象設備

機械及び装置

対象業種：全業種
取得価額要件：160万円以上
発売開始時期：10年以内

建物付属設備

対象業種：業種制限※
取得価額要件：60万円以上
発売開始時期：14年以内

測定工具や検査工具

対象業種：業種制限※
取得価額要件：30万円以上
発売開始時期：5年以内

器具・備品

対象業種：業種制限※
取得価額要件：30万円以上
発売開始時期：6年以内

※業種制限最低賃金が全国平均以上と未滿の地域で対象業種が異なります。くわしくは、中小企業庁企画課の相談窓口(03-3501-1957)まで。

中小企業経営強化税制

平成31年3月末まで

対象

経営力向上計画を策定した中小企業者

メリット

資本金3000万円超の中小企業

資本金3000万円以下の中小企業、個人事業者

即時償却

または7%の税額控除

即時償却

または10%の税額控除

対象設備

期限までに取得する設備等で、事業の直接業務に使われるもの。例えば、プリンタは印刷業や広告業では対象であるが、一般企業では対象外。

生産性向上設備(A類型)

旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上する設備で、工業会等が証明書を発行しているもの、可能なもの。

収益力強化設備(B類型)

税理士、公認会計士の指導をうけて年5%以上の投資利益率が得られる投資計画をつくり、経済産業大臣の確認を受けるもの。

機械及び装置

160万円以上

測定工具、検査工具

30万円以上

器具・備品

30万円以上

建物付属設備

60万円以上

ソフトウェア

70万円以上

機械及び装置

160万円以上

工具

30万円以上

器具・備品

30万円以上

建物付属設備

60万円以上

ソフトウェア

70万円以上

中小企業庁(事業環境部財務課(03-3501-5803))

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

平成31年3月末まで

対象

中小企業者

メリット

全額損金算入可能

対象設備

期限までに新規取得した30万円未滿の減価償却資産

合計300万円まで

国税庁(所轄の税務署でもご相談できます)

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>

所得拡大促進税制の見直し

対象

賃上げを実施する中小企業者

メリット

要件③の増加額が前年度より2%未滿の場合

要件③の増加額が前年度より2%以上の場合

雇用者給与等支給増加額×10%

税額控除

雇用者給与等支給増加額×10% + 前年度からの増加額×12%

税額控除

中小企業投資促進税制

平成31年3月末まで

対象

中小企業者(指定事業あり)

メリット

資本金3000万円超の中小企業

資本金3000万円以下の中小企業、個人事業者

30%の特別償却

30%の特別償却

または7%の税額控除

対象設備

期限までに取得する設備等で、事業の直接業務に使われるもの。例えば、プリンタは印刷業や広告業では対象であるが、一般企業では対象外。

機械及び装置

160万円以上

貨物自動車

車両総重量3.5t以下

ソフトウェア

70万円以上

試験又は測定機器、測定工具、検査工具

1台30万円以上かつ複数台計が120万円以上

内航船舶

取得価額の75%が対象

※対象業種：製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸及び映画業以外の娯楽業を除きます。)

中小企業庁(事業環境部財務課(03-3501-5803))

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

商業・サービス業活性化税制

平成31年3月末まで

対象

商業・サービス業を営む中小企業者(対象業種あり※)店街振興組合、中小企業等協同組合など

メリット

資本金3000万円超の中小企業

資本金3000万円以下の中小企業、個人事業者

30%の特別償却

30%の特別償却

または7%の税額控除

対象設備

認定経営革新等支援機関などによる指導に基づき、期限までに取得する設備

建物付属設備

60万円以上

器具・備品

30万円以上

※対象業種：卸売業、小売業、情報通信業、運送業、倉庫業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食業、理美容業、介護事業、他に分類されないサービス業、その他。個別の事業が対象業種に該当するかどうかは、税理士、認定経営革新等支援機関等または最寄りの税務署等へ。

中小企業庁(事業環境部財務課(03-3501-5803))

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

適用要件

- ①雇用者給与等支給額 ≥ 基準事業年度*の雇用者給与等支給額×103%
- ②雇用者給与等支給額 ≥ 前年度の雇用者給与等支給額
- ③平均給与等支給額 > 前年度の平均給与等支給額

経済産業省(経済産業政策局産業人材政策室(03-3501-2259))